

救急医療係数（その2）

1. 背景

- これまでの議論において、以下のような指摘があった。
 - ・ 救急医療管理加算を算定した早期退院患者には転院も含まれているのではないか。
 - ・ 救急医療管理加算の算定を評価対象とすることは合理性があると考えられるが、現行の評価基準では救急医療管理加算2について同等に評価することについては検討の余地があるのではないか。
 - ・ 救急医療管理加算の施設基準のない医療機関について、その他の指標から評価することは困難ではないか。

2. 論点

- 救急医療管理加算については、入院医療等の調査・評価分科会で、救急患者に使用されている既存の客観的評価指標を用いた分析がなされている（参考 P13）。
- 早期退院患者について、転院も除いて分析をしたところ分布の傾向は変わらず（参考 P14,15）、救急医療管理加算を算定する患者については一定程度早期退院の患者がいることが考えられた。一方で、救急医療係数は入院後2日目までの評価であることも踏まえると、救急医療管理加算を算定する早期退院患者について特別な措置（係数の評価対象から外す等）を行うことは適切ではないと考えられる。
- 現状の救急医療管理加算2については、加算1の要件に準ずるものとして加算1よりも低い点数が設定されており、加算1と同様の疾患であるが加算1の患者に比べ重症度や救急医療の必要性がより低い症例も含まれることが想定される。
- 係数設定の際には、10月1日時点での救急医療管理加算の施設基準の有無により評価手法が変わるが、現在の評価手法では年度途中で施設基準を取得した場合に、施設基準取得前は救急医療管理加算を算定した症例がないために、適切に評価が行われないう可能性がある。

3. 対応方針（案）

- 救急医療係数については、出来高報酬における議論の結果を踏まえて、引き続き救急医療管理加算に基づき評価を行うこととしてはどうか。また、施設基準を有さない医療機関についても、引き続き救急医療管理加算の評価に準じた評価としてはどうか。ただし、救急医療管理加算2に該当する患者については、医科点数表の評価体系も踏まえて指数値を減算（例えば1/2）として計算することとしてはどうか。
- 指数の算出にあたっては、月ごとの救急医療管理加算の施設基準の有無を考慮の上で算出することとしてはどうか。